

管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
030010	温室効果ガス排出権取引所の開設	—	現行法令上いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行うことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつなげる。	排出権特区において、世界的に通用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ることと共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける気候排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行うことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものとする。  提案理由 排外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。緩やかな第三者による取組と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障壁となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであると考える。  代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱いに、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と等価することを提案するが、将来的(5~10年以内)には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。	E	—	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。 なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するもの取引に関する市場を開設することについては、本年6月の改正金融商品取引法(本年12月12日施行)により可能となっている。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案は、排出権取引において実効性が高く且つ、より温室効果ガスの流動性・取引実効性を高めるためには、改正金融商品取引法の範囲内においては、参入障壁が極めて高く、結局のところ、既存の証券取引所が「優先サートネル」として開設する程度であり、より効率的且つ様々な選択肢とサービスの提供にはならないという部分が本提案の主旨である。よって、本提案に対する回答は論議のすり替えであり回答にはなっていないと考える。 あくまで、参入障壁の低減及び実際の流通量の確保を前提とした柔軟な参入方式の設定を特区において求めているものである。	E	—	改正金融商品取引法では金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するもの取引に関する市場を開設することを可能としているが、金融商品取引所以外の者がかかる市場を開設することを禁止する規制はない以上、構造改革特別区域の要項として適当でないと考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	そもそも、金融的な価値を持ち、且つ投資的な対象となり得る温室効果ガスの排出権市場の取引においては、法制度上の取引安全の担保や円滑な取引の仕組みが必要であり、そのために構造改革特区への申請を行っているものである。その上で、「金融商品取引法」において定める金融商品取引所の商号を冠することは、法律上の存在担保を得られると共に、活発な取引が期待できる。よって、同法律が定める極めて高い障壁の低減と法律の枠組みの有効な活用を特区において求めるものであり、再度実施の検討をせられたい。	金融商品取引法は、金融商品市場の健全かつ適切な運営を確保し、投資者保護を図る観点から、金融商品取引所の業務運営に対する所定の規制が設けられているところである。このため、京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場の開設を目的として、金融商品取引所に適用される規制を緩和することは適当でないと考えられる。	温室効果ガス国内排出権取引所開設プロジェクト	10520	福祉医療法人 桂 仁会、株式会社 Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省		